

明治・大正期熊野村の財政資料

― 若干の覚え書 ―

佐 中 忠 司

第二次世界大戦前における熊野村（町）における財政関係の資料は、その多くが散逸したままとなっており、その全貌を詳細にうかがうことは今ではきわめて困難といわなければならない。ここに掲載されたものは、現在までに入手しえた熊野村の財政関係の資料のうち、明治・大正期におけるものの若干の整理にすぎない。欠落している関連資料の補充が必要である。そのためにも、読者の方々からの気付き、その他の関連する資料の所在等についての情報を、お知らせいただければ幸いである。

明治三〇年代における熊野村の財政については若干まとまった資料が残されている。しかし、その前後および大正期のもものは、まだほとんど入手していない状況である。なお、以下の資料は、特にことわらないものは、すべて熊野町当局に所蔵されている予算書、決算書等からのものであることを付記しておく。

表1 熊野村の歳入

(明治32年～40年)

		明治 32年度	%	明治 33年度	%	明治 34年度	%	明治 35年度	%
附 加 税	地価割	721.706	24.4	739.662	20.1	1,010.389	25.2	1,762.725	35.5
	戸別割	1,008.000	34.0	940.800	25.5	1,768.507	44.1	1,737.036	35.0
	営業割 (国税)	50.000	1.7	41.400 (以後国税 営業割)	1.1	45.000	1.1	50.000	1.0
	営業割 (県税)	200.000	6.8	262.200 (以後県税 営業所)	7.1	275.000	6.8	290.000	5.8
	所得 割	—	—	—	—	—	—	—	—
※ その他の 収入		982.680	33.2	1,498.428	40.7	915.843	22.8	1,119.106	22.6
合 計		2,962.386	100.0	3,682.490	100.0	4,014.739	100.0	4,958.867	100.0

注 ※ 財産ヨリ生スル収入、手数料、雑収入、寄付金、国・県交付金、県郡費補助金、郡費補助金、繰越金。

※※合計不一致 4,907.364となるが？

(単位円)

明治 36年度	%	明治 37年度	%	明治 38年度	%	明治 39年度	%	明治 40年度	%
1,762.725	36.2	1,511.117	30.8	1,511.100	30.0	1,511.100	24.2	2,313.285	16.4
1,699.094	34.9	1,983.828	40.4	1,980.870	39.3	2,970.450	47.6	6,855.039	48.5
50.000	1.0	50.000	1.0	75.000	1.5	25.000	0.4	30.000	0.2
300.000	6.2	340.000	6.9	340.000	6.8	360.000	5.8	444.000 [*]	3.1
—		—		—		—		73.500	0.5
1,057.068	21.7	1,022.419	20.8	1,127.439	22.4	1,369.901	22.0	4,421.739	31.3
4,868.887	100.0	4,906.475 _{**}	100.0	5,034.409	100.0	6,236.451	100.0	14,137.563	100.0

図1 熊野村の歳入

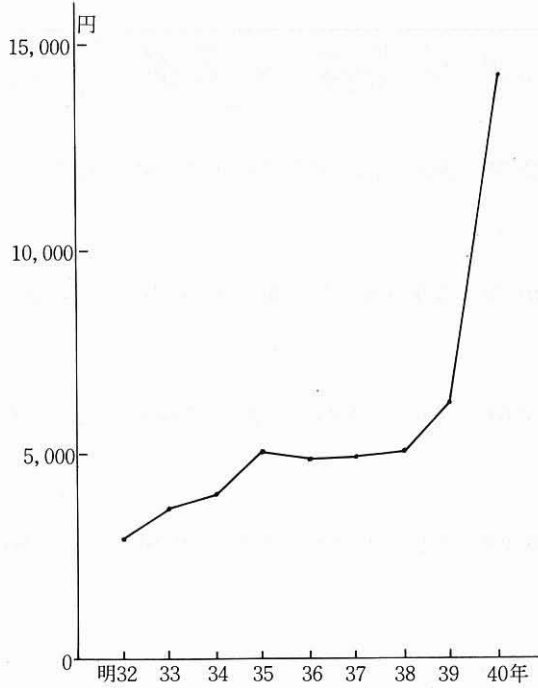


表1から作成

○歳入

明治三〇年代の熊野村の歳入は、表1のようであった。明治三二年度の二、九六二円余から同四〇年の一四、一三七円余まで、この間約四・八倍の増加があった。三二〜三五年と三八〜四〇年の諸年に大きな伸びがあったことが分かる。歳入の構成は、そのおよそ七

割が各種の附加税からなっていた。附加税とは、国税や県税を基準にして、その一定の比率が付加されて村の歳入とすることが許される制度であって、地方の固有の財源ではなかった。当時の地方自治は「官治的地方自治」といわれているように、きわめて制限されたものであった。つまり、中央集権的行政制度の下におかれていたということが、ここにもうかがえるのである。

附加税のうちでも地価割、戸別割の比率が大きかった。附加税地価割は、地租の七分の一以内という制限がついており、地価が高騰する場合を除いてはこれが急増することはほとんどなかった。戸別割は、各戸に賦課

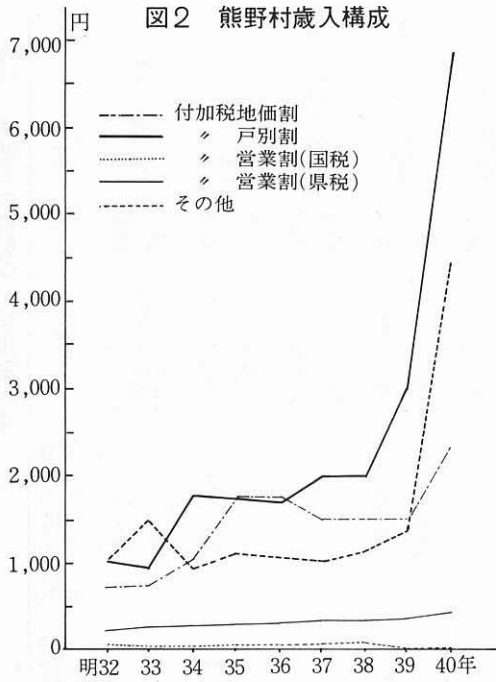


表1から作成

図3 熊野村歳入構成割

明治32年
(2,962.386円)

34
(4,014.739円)

36
(4,868.887円)

38
(5,034.409円)

39
(6,236.451円)

40
(14,137.563円)

	地価割	戸別割	国税営業割 1.7%	県税営業割 6.8%	その他
明治32年 (2,962.386円)	24.4%	34.0%			33.2%
34 (4,014.739円)	25.2%	44.1%	1.1%	6.8%	22.8%
36 (4,868.887円)	36.2%	34.9%	1.0%	6.2%	21.7%
38 (5,034.409円)	30.0%	39.3%	1.5%	6.8%	22.4%
39 (6,236.451円)	24.2%	47.6%	0.4%	5.8%	22.0%
40 (14,137.563円)	16.4%	48.5%	0.2%	3.1%	31.8%

表1から作成

表2 明治41年度諸収入滞納需分表

税目	区分	賦課額A	納期を過ぎ完納せざるものB	督促令状を發したるもの	年度を越へ納税延期を許したるもの	1人当賦課額	B/A
地価割	金額 人員	1,863,845 3,337人	1,925 15		1,925 15	円 558	0.1% 0.4
附加	金額 人員	34,030 26				1,308	
税	金額 人員	862,250 1,905	40,850 112	40,850 112	31,740 73	452	4.7 5.9
小学校授業料	金額 人員	579,995 2,698	28,210 111		28,210 111	214	4.9 4.1
合計	金額 人員	9,957,140 12,844	143,965* 576	213,830 45***	201,145 391	775	2.5 4.5

(明治42年統計報告事跡)

*243円965厘の誤まりか?

**450人の誤まりか?

図3 熊野村の賦課割合
(明治42年度)

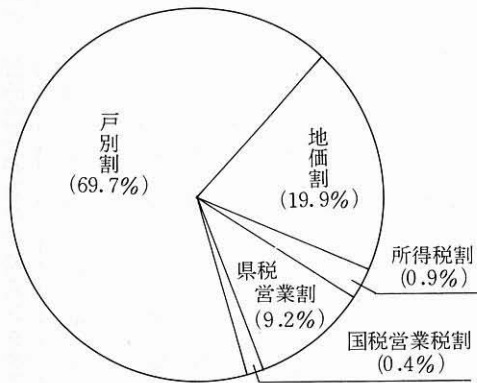


表3より作成

されるもので人頭税的性格が強く、資産をもたない貧困な住民ほど負担が重くなる傾向を持っていた。熊野村では明治三二―三五年度の各年においてそれぞれ一戸平均九〇銭、八四銭、一円五七銭、一円一九銭が徴収されており、戸別割の各戸への徴収額は一律ではなかった。

図2、3からわかるように、熊野村では地価割の比率は徐々に減少し、戸別割の比重が重くなっていた。そして明治四〇年にはその比率が五割近くにまで達している。このような戸別割の増大は、この間の財政規模の増大と深くかかわっていた。つまり、明治三八―四〇年にかけて財政規模が急激に拡大したが、この時の歳入の増加分は、主に戸別割を増加させることによって賄われていたことが、明らかである。

以上のようにして戸別割は住民に対して大きな負担となったものと思われるが、この様子は明治四一、四二年度の納税状況によってもうかがうことができる(表2、3参照)。たとえば、明治四一年度で一人当地価割五五銭八厘に対して戸別割は一円三五銭七厘と高額であった。また当時、税未納者がかなりの人数にのぼっていたがその中でも戸別割の未納者が特に多かった。このように、戸別割によって各戸への課税額が一様に高まり、住民各戸、特に貧困家庭に対して相当に重い負担となっていたであろうと思われる。

熊野村の歳入は、以上の附加税のほかに次のような費目があ

表3 明治42年度前半度村稅納稅狀況報告書

稅目	區分	賦課額 A	納期內納入額	未納額 B	1人課額 円厘	B/A %
地價割	稅額人	942.170 円厘 1,878人	913.445 1,813	28.725 65	501	3.0 3.5
	營業割	稅額人	369.220 894	317.300 632	51.920 262	412
國稅營業割	稅額人	25.170 37	21.290 29	3.880 8	680	15.4 21.6
戶別割	稅額人	1,801.060 1,212	1,406.950 915	391.110 297	1,486	21.7 24.5
計	稅額人	3,137.620 4,021	2,658.985 3,387	475.635 632	780	15.2 15.7

(明治43年統計報告事跡)

表4 熊野村負債明細表

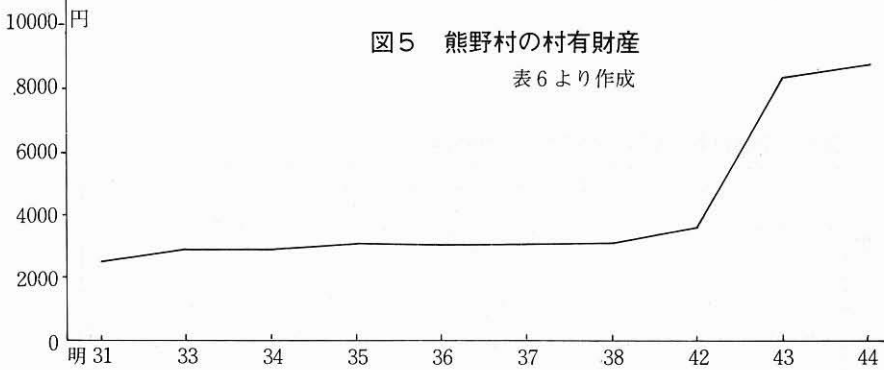
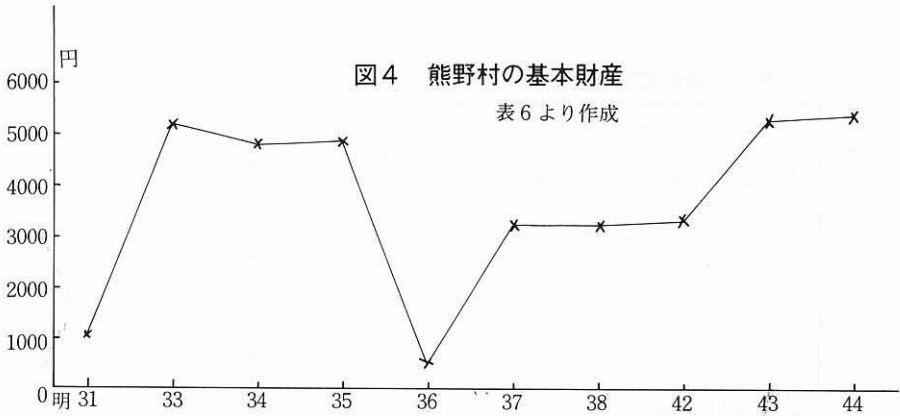
起債月日	起債原因	起債額	利子歩合	償還期限
明39. 2. 1	学校建築	1,000円	月1歩	明40. 12. 31
明40. 10. 5	水害復旧費	600	〃	42. 8. 30
12. 10	〃	1,000	〃	41. 12. 30
12. 10	〃	130	〃	42. 7. 30
12. 25	〃	180	〃	42. 5. 5
3. 10	〃	925	〃	41. 6. 30

(統計報告事跡)

表5 熊野村における徴発物件供給高

	米	麦	秣	味噌	塩	醤油	漬物	薪	梅干	炭
明治21年	各戸に係る	98石	160石	—	150貫	7石	石4斗180挺	1万1200貫	1石	—
	営業に係る	—	—	—	20	2石1斗	30	—	—	—
22	各戸に係る	102石	161石	—	140貫	7石3斗	石4斗10挺	1万2000貫	1石3斗	—
	営業に係る	—	—	—	61	2石	30	—	—	—
27	各戸に係る	50石	50石	50貫	50貫	10石	3石	50挺	500貫	1石
	営業に係る	2	5	—	5	1	3	—	300	—
28	各戸に係る	80石	70石	20貫	77貫	10石	3石	50挺	700貫	5斗
	営業に係る	5	5	—	5	1	71	—	300	—
29	各戸に係る	5,000斗	1,000斗	—	20樽	斗	10斗	50樽	1,000貫	2樽
	営業に係る	350	100	—	10斗	10	20	—	500	—
30	各戸に係る	5,000斗	1,000斗	20貫	20斗	10斗	10斗	50樽	1,000貫	2樽
	営業に係る	350	250	—	10	10	20	4	500	100貫
31	各戸に係る	450斗	400斗	100貫	10斗	1石	1石	20樽	600貫	2樽
	営業に係る	300	250	—	2	1	2	4	500	30貫
32	各戸に係る	50石	40石	250貫	20樽	2石	1石	15樽	500貫	1樽
	営業に係る	25	25	30	4	1	2	4	1,000	2

(統計報告事跡)



った。「財産ヨリ生スル収入」「手数料」「雑収入」「寄付金」「国県交付金」「県郡費補助金」「郡費補助金」など。これからわかるように、国・県・郡から交付金、補助金が交付されていた。しかしそれらは、明治三五年度の例でみると歳入総額のわずか一〜二パーセントを占めるにすぎず、ほんのわずかなものにならなかつたようである。

また、臨時の歳入として村債が起された(表4参照)。明治四〇年には水害復旧のために二、八三五円(当年歳入総額の二〇パーセントにあたる)もの村債が起された。これらはすべて村税によって償還された。

熊野村の歳入は、以上のような費目から構成されていたが、このほかに予算書

表6 熊野村財産明細表

		土 地	建 物	現 金	その 他 品	合 計
明治31年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 1,020,000厘	—	—	—	1,020,000厘
	村有財産	数量 1,000歩 価格 30,000厘	247.15勺 1,750,000厘	—	1,081 635,000厘	2,415,000厘
33年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 4,673,625厘	—	—	483,005厘	5,156,630厘
	村有財産	数量 1,000歩 価格 30,000厘	291.15反 2,200,000厘	—	750 635,000厘	2,865,000厘
34年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 4,673,625厘	—	138,370厘	—	4,811,995厘
	村有財産	数量 1,000歩 価格 30,000厘	291.15勺 2,200,000厘	—	750 635,000厘	2,865,000厘
35年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 4,673,625厘	—	147,840厘	—	4,821,465厘
	村有財産	数量 3,600歩 価格 200,000厘	291.15勺 2,200,000厘	—	750 635,000厘	3,035,000厘
36年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 300,000厘	—	167,840厘	—	467,840厘
	村有財産	数量 36,000歩 価格 2,200,000厘	291.15勺 2,200,000厘	—	750 635,000厘	3,035,000厘
37年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 3,000,000厘	—	201,000厘	—	3,201,000厘
	村有財産	数量 3,600歩 価格 200,000厘	291.15勺 2,200,000厘	—	750 635,000厘	3,035,000厘
38年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 3,000,000厘	—	232,801厘	—	3,232,801厘
	村有財産	数量 3,600歩 価格 200,000厘	291.15勺 2,200,000厘	—	750 635,000厘	3,035,000厘
42年	基本財産	数量 4,673,625歩 価格 3,000,000厘	—	279,738厘	—	3,279,738厘
	村有財産	数量 3,600歩 価格 200,000厘	336.55勺 2,700,000厘	—	750 635,000厘	3,535,000厘
43年	基本財産	数量 4,673,718歩 価格 5,000,000厘	—	264,898厘	—	5,264,898厘
	村有財産	数量 3,504歩 —	505坪15 7,577,250厘	—	635,000厘	8,212,250厘
	教育基金	数量 272,220歩 価格 2,000,000厘	—	54,330厘	—	2,054,330厘
44年	基本財産	数量 4,673,718歩 価格 5,000,000厘	—	322,646厘	—	5,322,646厘
	村有財産	数量 3,504歩 価格 530,000厘	523坪15 6,847,250厘	—	248 283,000厘	8,660,250厘
	教育基金	数量 272,220歩 価格 2,000,000厘	—	123,816厘	2,747 1,341,565厘	8,766,131厘

(統計報告事跡)

表7 熊野村の公有社寺私有林

		箇所	反別	地価	平均1反歩地価
明治33年	公有林	123	3,209,929歩	361,635厘	113厘
	社寺林	—	—	—	—
	私有林	5,566	6,360,121	1,331,985	213
	合計	5,689	9,570,050	1,693,620	326
34年	公有林	123	3,209,929歩	361,635厘	113厘
	社寺林	—	—	—	—
	私有林	5,566	6,262,121	1,331,985	213
	合計	5,689	9,472,050	1,693,620	326
36年	公有林	123	320町9反	361円	11銭
	社寺林	—	—	—	—
	私有林	5,566	626町2反	1,331円	21
	合計	5,689	947町2反	1,692円	32

(統計報告事跡)

に計上されない収入として、たとえば表5のようなものがあつた。つまり、各種税、交付金、補助金、村債などのほかに米・麦をはじめとする一〇種類の物品が各戸および各営業者に「徴発物件」として課せられていたのがあつた。このように歳入の一部が現物形態で徴収されていた点も注目し値する。

明治一一年に制定された町村制においては、町村財政はその財産収入を第一次財源とし、町村税を要しないものにするという理念がかかげられていた。熊野村では、図4、5および表6、7のように基本財産、村有財産、公有林を所有していた。財産の形態は土地・建物・現金、その他諸品であつた。財産総額は歳入総額を上回るほどのものであつたが、財産より生ずる収入となると動産の利子や不動産の賃借料、生産物などしかなく、ほんのわずか(明治三五年度においては歳入総額の二パーセント弱)であり第一次財源にはほど遠いものであつたといえよう。なお、学校基本財産は表8のようであつた。

表8 公学資産表（明治42年）

種 別	小 学 校		總 計	
	尋 常	尋常高等		
敷 地 坪 数	751坪	660坪	1,411坪	
附 属 地 坪 数	653	444	1,097	
家 屋 坪 数	教場	206	285	
	其他	19	29	
敷 地 価	119	200	319	
附 属 地 価	145	200	345	
家 屋 価	1,550	2,000	3,550	
図 書 価	59	271	330	
機 標 本 価	120	293	413	
器 具 価	110	529	639	
学 校 基 本 財 産	土 地	坪数	62,680	62,680
		価額	475	475
	建 物	坪数	98	216
		価額	1,550	2,000
其他物品	価額	6	7	13

(統計報告事跡)

※価格の単位は円か？

表9 熊野村の歳入予算

	明治44年度	(%)
財産ヨリ生スル収入	98.744 ^円	0.6
使用料及手数料	83.000	0.5
雑 収 入	531.000	3.4
寄 付 金	40.000	0.3
交 付 金	144.200	0.9
県 費 補 助 金	50.000	0.3
郡 費 補 助 金	35.000	0.2
前 年 度 繰 越 金	46.298	0.3
村 税	10,658.023	69.2
	921.355	6.0
公 債 収 入	2,800.000	18.2
合 計	15,407.620	100.0

明治四三年より「教育基金」が貯えられている点も注目される。
 明治末から大正期にかけての熊野村の歳入をみると、歳入総額の七〇八割を村税が占めていた（表9、10参照）。
 村税は、次の各種附加税から構成されていた。(1)宅地租附加税(2)田畑其他地租附加税(3)戸数割附加税(4)国税営業
 税附加税(5)所得税附加税であった。大正四年におけるそれぞれの附加税率は表11のようであった。戸数割への附
 加税率は他と比べて非常に高く、さらに大正五年には戸数割への税率だけがひき上げられた。このように各戸へ
 の負担は依然として相当重いものであったように思われる。

表10 熊野村の歳入予算

	大正4年度		大正5年度	
經常部	円 厘	(%)		(%)
財産ヨリ生スル収入	99.876	0.8	159.876	1.2
使用料及手数料	377.000	3.1	374.000	2.7
交 付 金	683.000	5.7	670.000	4.9
雑 収 入	239.650	2.0	189.460	1.4
村 税	9,707.827	80.7	11,680.314	84.7
小 計	11,107.353	92.4	13,073.650	94.8
臨時部				
県 補 助 金	321.700	2.7	323.000	2.3
郡 奨 励 金	50.000	0.4	50.000	0.4
寄 付 金	20.000	0.2	20.000	0.1
財 産 売 払 代	202.000	1.7	102.000	0.7
繰 入 金	—			
繰 越 金	324.229	2.7	223.010	1.6
小 計	917.929	7.6	718.010	5.2
総 計	12,025.282	100.0	13,791.660	100.0

表11 熊野村の附加税率 (大正4年)

	附加税率(本税1円に付き)
宅地租附加税	9銭
田畑其他地租附加税	21銭
戸数割附加税※	4円31銭
国税営業税附加税	15銭
所得稅附加税	15銭

※本年度の戸数1,280戸

熊野村「許可申請事」(大正4年度歳入出予算より)

表12 熊野村の歳出

(単位円)

	明治35年度	(%)	明治36年度	(%)	明治37年度	(%)	明治38年度	(%)	明治39年度	(%)
役場費	1,341.240	27.0	1,442.490	29.6	1,522.000	31.0	1,577.060	31.3	1,729.860	27.7
会議費	89.550	1.8	86.550	1.8	91.500	1.9	91.500	1.8	114.800	1.8
教育費	2,038.880	41.1	2,301.460	47.3	2,231.480	45.5	2,362.807	46.9	2,413.240	38.7
土木費	205.050	4.1	225.050	4.6	225.050	4.6	200.050	4.0	200.050	3.2
衛生費	97.160	2.0	123.760	2.5	105.760	2.2	84.120	1.7	93.140	1.5
救助費	6.000	0.1	6.000	0.1	6.000	0.1	6.000	0.1	6.000	0.1
諸税及負担	293.207	5.9	292.202	6.0	322.770	6.6	288.497	5.7	352.986	5.7
雑支	1.500	0.03	1.500	0.03	1.500	0.03	9.500	0.2	9.500	0.2
勸業費	15.000	0.3	15.000	0.3	15.000	0.3	40.000	0.8	50.000	0.8
基本財産積立金	30.000	0.6	30.000	0.6	30.000	0.6	30.000	0.6	10.000	0.2
公債費	496.405	10.0								
予備費	50.000	1.0	50.000	1.0	50.000	1.0	50.000	1.0	60.000	1.0
臨時役場費	294.875	5.9	294.875	6.1	294.875	6.0	294.875	5.9	154.875	2.5
									1,042.000	17.0
									(臨時教育費)	
合計	4,958.867	100.0	4,868.887	100.0	4,906.475	100.0	5,034.409	100.0	6,236.451	100.0

表13 熊野村の歳出 (単位円)

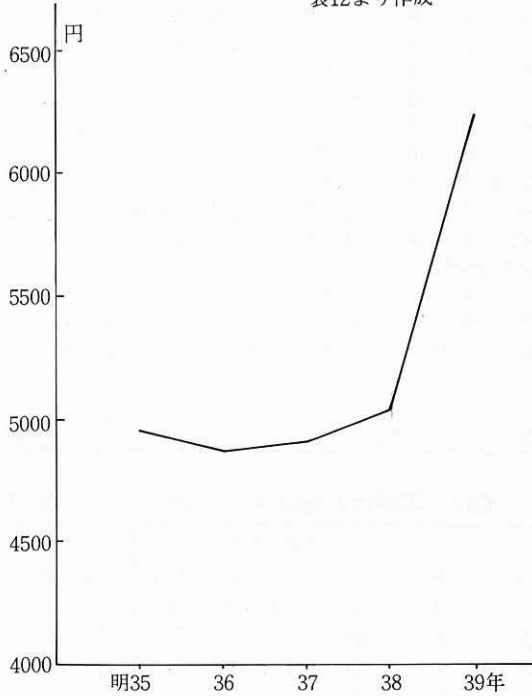
表14 熊野村の歳出 (単位円)

	明治40年度	(%)
役場費	1,945.710	13.8
会議費	118.700	0.8
教育費	3,362.850	23.8
土木費	4,542.265	32.1
衛生費	219.100	1.5
救助費	6.000	0.04
諸税及負担	431.783	3.1
雑支	9.500	0.1
勸業費	55.000	0.4
基本財産積立金	20.000	0.1
神社費	20.000	0.1
予備費	40.000	0.3
臨時役場費	154.875	1.0
全公債費	1,272.000	9.0
全教育費	996.250	7.0
全道路費補助金	464.000	3.3
全道路費負担	204.530	1.4
学校基本財産購置費	275.000	1.9
合計	14,137.563	100.0

	明治44年度	(%)
經常費		
役場費	2,282.846	19.5
会議費	177.350	1.5
教育費	4,408.390	37.7
土木補助費	400.050	3.4
衛生費	300.000	2.6
救助費	137.960	1.2
諸税及負担	11.000	0.1
勸業費	1,992.669	17.1
基本財産積立金	60.000	0.5
基本財産積立金	58.000	0.5
神社費	16.000	0.1
羅災救助資金貯蓄金	123.000	1.1
予備費	65.000	0.6
計	10,033.265	85.9
臨時費		
公債金		
土木費	1,654.000	14.2
計	1,654.000	14.2
総計	11,686.365	100.0

図6 熊野村の歳出

表12より作成



○歳出

熊野村の歳出は表12、13、

14図6、7のようであった。

役場費、教育費が主要な支

出項目をなしており、年を

おつて増加の傾向にあつた。

明治三九〜四〇年にかけて

教育費そして土木費が急増

している。

役場費は、一般的には、

町村の行政組織の整備、つ

まり当時の国政委任事業を遂行してゆくための行政機構の強化のために用いられ、これによつて政府による地方統治の円滑化をはかることに用いられたといえよう。熊野村の場合にも、村の固有の仕事(事務)もさることながら、国の仕事(事務)のために多くの経費と労力とが、さかれたものと思われる。なお、明治四二年末の吏員の月給は、表15のようであつた。村長が十〇円、助役が七円、収入役が九円の月給、書記一人平均九円一〇銭となつてゐる。

教育費は、役場費以上に、熊野村の歳出の最も大きな部分を占めており、この間、毎年歳出総額の四割を超えている。村の歳出動向もまたこの流れにそつたものであつたといふことができよう。

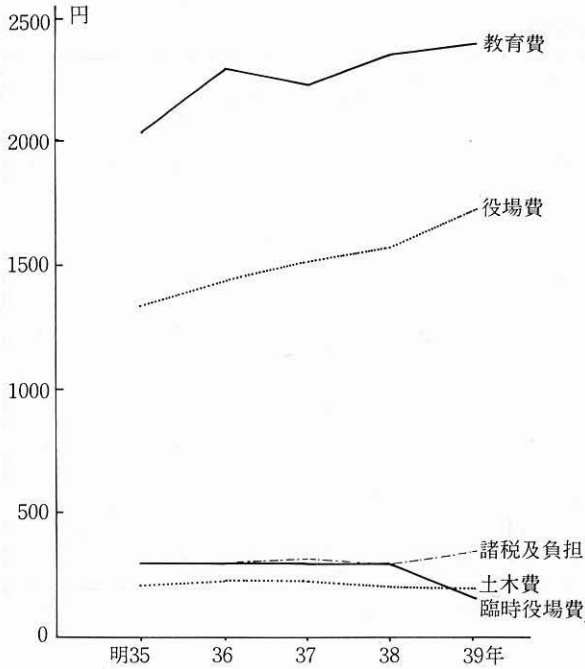


図7
熊野村の主要歳出
表12より作成

表15 町村吏員及月給

(明42. 12. 31)

階	級	人 員	支 給 金 額		
			日 給	報酬金額	合 計
町 村 長	名 譽 職 10円以上 10円未満	1		10円	10円
町 村 助 役	名 譽 職 10円以上 10円未満	1		7円	7円
町 村 取 入 役	6 円以上 6 円未満	1	9円		9円
町 村 書 記	6 円以上 6 円未満	7	63円70銭		63円70銭
区長及代理人	名 譽 職	14			
合 計		24人	72円70銭	17円	89円70銭

(明治43年統計報告事跡)

表16 熊野村の公学費

	学校長・ 園長・館 長俸給	教諭・助 教諭・訓 導俸給論	准教員 俸給	代用教 員俸給	俸給小計	書図・ 器械・標 本費	消耗 品費	その他	合 計
明治36年	360 ^円	344 ^円	259 ^円	396 ^円	1,359 ^円 (70.3%)	68 ^円	80 ^円	427 ^円	1,934 ^円
37年	384	625	548	140	1,697 (68.6)	55	101	721	2,474
38年	384	756	365	164	1,669 (83.8)	34	65	224	1,992
40年	384	756	365	165	1,670 (83.6)	34	65	227	1,996
41年	456	672	284	564	1,976 (51.2)	115	96	1,670	3,857
42年	452	929	230	890	2,501 (71.7)	219	108	660	3,488
43年	668	985	350	959	2,962 (61.5)	259	108	1,484	4,813
44年	701	1,648	122	835	3,306 (80.8)	206	88	490	4,090

(注) 尋常および尋常高等小学校の合計を記載。() 内は合計にたいする%
(統計報告事跡)

教育費は、同表からわかるようにほぼ毎年歳出総額の四割以上を占めており、熊野村にとってきわめて大きな財政的負担となっていた。これに先だつて明治三三年三月に「市町村立小学校教育費国庫補助法」が制定されており、「市町村立小学校教育費ヲ補助スル為国庫ハ毎年予算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス」として教員の給与の一部が国庫から支出されることになっていた。しかし実際には、熊野村の場合教育費への国庫からの補助は皆無であつたといつてよく、明治四四年にわずかに一〇円が計上されているにすぎない状況であつた。つまりそのほとんどは村費で賄われていたのであつた。当時教育費への国庫補助は金額的にはきわめてわずかでありながらも、政府は教育を強力に統轄しており、その財政的支出は地方に負担させるということになつていたということが、ここにもうかがえるのである。

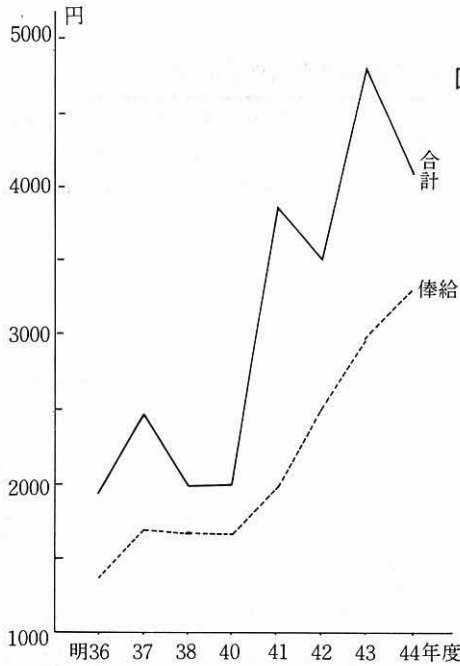


図8 熊野村の教育費

表16より作成

表17 熊野村の公学費表 (明治42年)

種 別		小 学 校		総 計
		尋 常	尋常高等	
学校長・園長・館長俸給		175円	277円	452円
教諭・助教諭・訓導俸給		—	929	929
准 教 員 俸 給		—	230	230
代 用 教 員 俸 給		446	444	890
旅 費		17	32	49
書 図 器 機 標 本 費		129	90	219
器 具 費		69	67	136
消 耕 品 費		33	75	108
借 地 借 家 費		—	2	2
修 繕 費		94	125	219
其 他 諸 費		68	186	254
合 計		1,031	2,457	3,488
収 入	授 業 料	34	518	552
	寄 付 金	—	7	7
	学校基本財産より生ずる収入	—	10	10
	合 計	34	535	569

(明治43年統計報告事跡)

表18 市町村立小学校教員加俸表（明治42年）

種 別	年 功 加 俸		特 別 加 俸				図庫補助法第6 条に係る加俸	
	人 員	加俸額	多 級 学 校		単 級 学 校		人 員	加俸額
正 教 員	男	2人	48円	1人	18円			
	女							
准 教 員	男	1	18					
	女							
合 計	男	3	66	1	18			
	女							

（明治43年統計報告事跡）

ところで教育費は、国政委任事務の最たるものといわれ、全国的には軍隊と産業労働力の養成がその基本的な目的とされていた。熊野村の教育費の内訳は表16のようであった。このうち七〇～八〇パーセントが給与関係の支出であった。ちなみに明治三九年の教員月額俸給は、尋常小学校の本科正教員一～一三円、准教員七、八円、高等小学校の本科正教員一八～二二円であった。

明治四一年と四三年において「その他」の項目が異常に大きくなっているが、これは両年において九五〇円余の新営費が計上されているためである。明治四〇年に小学校令が改正され修業年限が六年間に延長された。これによって学校が造築あるいは新築されたためであると思われる。

「その他」の費目の内訳として、旅費、雑給、生徒給費、借地借家費、器具費、消耗品費、修繕費などがそれぞれわずかばかりの金額で存在した。当時の学校数、修業年限等は、表19のようであった。

役場費、教育費に対して、どちらかといえば、自治的行政経費である土木費はほんのわずかであった。毎年歳出総額の四～五パーセント程度にすぎなかったのである。

土木費の内訳は表20のとおりであった。河川の占める比率が高く、治水、

表19 熊野村の学校及び教育費

	学 校 名	位 置	修業年限	加設科目	児童数	経費年額	教員数	1教員当り児童数
明治41年	熊野尋常高等小学校	熊野村	尋6ケ年 高2ケ年	農業	707人	2,617.811円厘	12人	58.9人
	追分尋常小学校	〃	6ケ年		213	1,092.301	2	106.5
	合 計				920	3,710.112		
42年	同 上	同 上	同 上	農業 手工	723	2,722.040	11	65.7
	同 上	同 上	同 上	手工	240	1,078.585	6	40.0
	合 計				963	3,800.625		
44年	同 上	同 上	同 上	農業 手工	733	2,952.480	14	52.4
	同 上	同 上	同 上	農業 手工	256	1,302.500	6	42.7
	合 計				989	4,254.980		

- 1) 村立小学校において「加設科目」として「裁縫」を設けている。その他「農業」「手工」も設けられていた。(明治36、37年)
- 2) 明治40年には児童(尋常高等あわせて)995人に対して教員数12であり、1教員当り82.9人であった。

(統計報告事跡)

表20 熊野村の土木費内訳

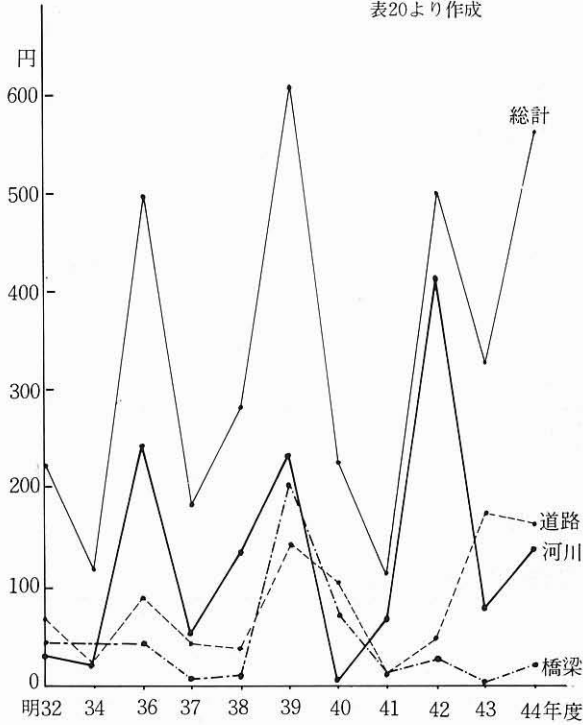
	河 川	道 路	橋 梁	用 悪 水	合 計
明治31年	30.557 (13.5%) 円厘	65.071 (28.8%) 円厘	44.858 (19.9%) 円厘	85.079 (37.7%) 円厘	225.565 円厘
35年	240.981 (48.6)	89.716 (18.1)	46.211 (9.3)	119.246 (24.0)	496.154
36年	51.661 (28.4)	42.479 (23.3)	7.570 (4.2)	80.339 (44.1)	182.049
37年	133.861 (47.4)	37.871 (13.4)	10.240 (3.6)	100.143 (35.5)	282.115
38年	233.333 (38.3)	142.853 (23.5)	204.244 (33.6)	28.126 (4.6)	608.556
39年	6.090 (2.7)	101.723 (45.6)	71.949 (32.2)	43.424 (19.5)	223.186
40年	85.009 (74.8)	10.459 (9.2)	11.038 (9.7)	7.200 (6.3)	113.706
41年	410.721 (81.9)	49.852 (9.9)	28.390 (5.7)	12.224 (2.4)	501.185
43年	136.994 (24.1)	163.092 (28.7)	27.720 (4.9)	162.208 (28.5)	568.422

表12、13、21の値とは大きく数値がちがっている。その理由については検討中である。

(統計報告事跡)

図9 熊野村の土木費総計

表20より作成



灌漑に力が注がれていたといえる。明治四〇年に財政規模が急激に拡大しているが、同年に土木費も急増している。これはこの年に大規模な水害があったためである。「中野村議事準備諸件」によると「(明治四〇年)七月八連日降雨稀有ノ洪水ニ遭遇シ瀬野川通堤防並ニ各谷川等破壊流失シ為ニ耕地及字砂走人家被害不少惨状ヲ呈シ」した。これから類推して熊野村でも相当の被害があったものと思われる。これの修繕のために同年、多額の災害土木費が臨時に計上されたのであった。表21はその内訳である。

大正期においても、役場費・教

表21 熊野村の災害土木費（明治40年度）

			町 村 税	県税補助
			円 厘	円 厘
河 川	二河川流域	二 河 川	285.960	93.673
		山ノ代川	45.781	22.017
		小 計	331.741	115.690
	熊野川流域	熊 野 川	1,850.104	686.071
		三 谷 川	71.407	161.085
		小 計	1,921.511	847.156
道 路	里 道	矢野往還	251.034	—
		呉 往 還	44.460	—
		其他の里道	104.520	—
		小 計	400.014	—
橋 梁	里 道 橋 梁	矢野往還	} 341.967	—
		呉 往 還		—
		其他の里道	88.637	—
		小 計	430.604	—
用悪水	熊 野 村	281.599	—	
合	計	3,365.469	962.846	

（統計報告事跡）

育費が大きな割合を占めており歳出の構造は明治期と基本的には同じであった（表22、23参照）。ただし経常部と臨時部の二部構成となり、より整理されたものとなった。また費目も増加しており諸税負担が先の二費目について大きな比重を占めていた。

表22 熊野村の土木費統計表 (明治41年度)

種 別		町 村 事 業		
		町 村 税	県税補助	
		通常土木費	修繕工事の部	
河 川	二 河 川 流 域	幹 二 河 川	円 厘 146.589	円 厘 35.429
		支 山 ノ 代 川	32.580	
		計	179.169	
	熊 野 川 流 域	幹 熊 野 川	128.755	49.948
支 三 谷 川		17.420		
計		146.175		
道 路	里 道	重要 { 矢 野 往 還	25.745	
		里道 { 呉 往 還	11.030	
		其 他 の 里 道	13.077	
		計	49.852	
橋 梁	里 道 橋 梁	重要里道 矢野往還	3.050	
		其 他 の 里 道	25.340	
		計	28.390	
用悪水	熊 野 村		12.224	
		計	415.810	85.375
		通常土木費	改築工事の部	
道 路	里道	重要里道 矢野往還	624.497	
		臨時土木費	改築工事の部	
道 路	里 道	里道 矢 野 往 還	1,247.791	714.000
		雑 費	258.143	
		計	1,505.934	

(統計報告事跡)

表22 熊野村の歳出

	大正4年度	
	円 厘	(%)
經常部		
役 場 費	2,594.155	21.6
会 議 費	158.600	1.3
土 木 費	270.050	2.2
熊野尋常小学校費	3,550.020	29.5
追分尋常小学校費	1,493.430	12.4
伝 染 病 予 防 費	115.000	1.0
隔 離 病 舎 費	88.600	0.7
勸 業 諸 費	100.000	0.8
救 助 費	62.256	0.5
警 備 費	4.000	0.03
基本財産造成費	578.200	4.8
財 産 費	14.500	0.1
諸 税 及 負 担	1,888.477	15.7
神 社 費	37.200	0.3
生産消費調査費	18.100	0.2
雑 支 出	32.000	0.3
予 備 費	50.000	0.4
計	11,054.588	91.9
臨時部		
土 木 費	11.000	0.1
保安林施行費	333.000	2.8
補 助 費	306.200	2.5
雑 支 出	27.000	0.2
御大典即位費	15.000	0.1
遥 拝 式 費	10.000	0.1
視 察 費	20.000	0.2
建 物 營 繕 費	248.500	2.1
計	970.700	8.1
総 計	12,025.288	100.0

表23 熊野村の歳出

	大正5年度	
	円 厘	(%)
經常部		
役 場 費	2,582.565	18.7
会 議 費	158.600	1.1
土 木 費	385.050	2.8
熊野尋常小学校費	3,786.120	27.5
追分尋常小学校費	1,453.670	10.5
伝 染 病 予 防 費	100.000	0.7
隔 離 病 舎 費	88.600	0.6
勸 業 費	100.000	0.7
救 助 費	76.370	0.6
警 備 費	4.000	0.03
基本財産造成費	396.800	2.9
財 産 費	14.500	0.1
諸 税 及 負 担	1,580.305	11.5
神 社 費	47.200	0.3
建 物 費	20.250	0.1
雑 支 出	53.360	0.4
予 備 費	50.000	0.4
計	10,897.390	79.0
臨時部		
役 場 費	113.000	0.8
土 木 費	1,610.000	11.7
保安林施行費	321.000	2.3
補 助 費	498.270	3.6
雑 支 出	12.000	0.1
樹 木 献 進 費	20.000	0.1
視 察 費	20.000	0.1
建 物 營 繕 費	300.000	2.2
計	2,894.270	21.0
総 計	13,791.660	100.0

熊野町大字新宮採集の中世遺物について

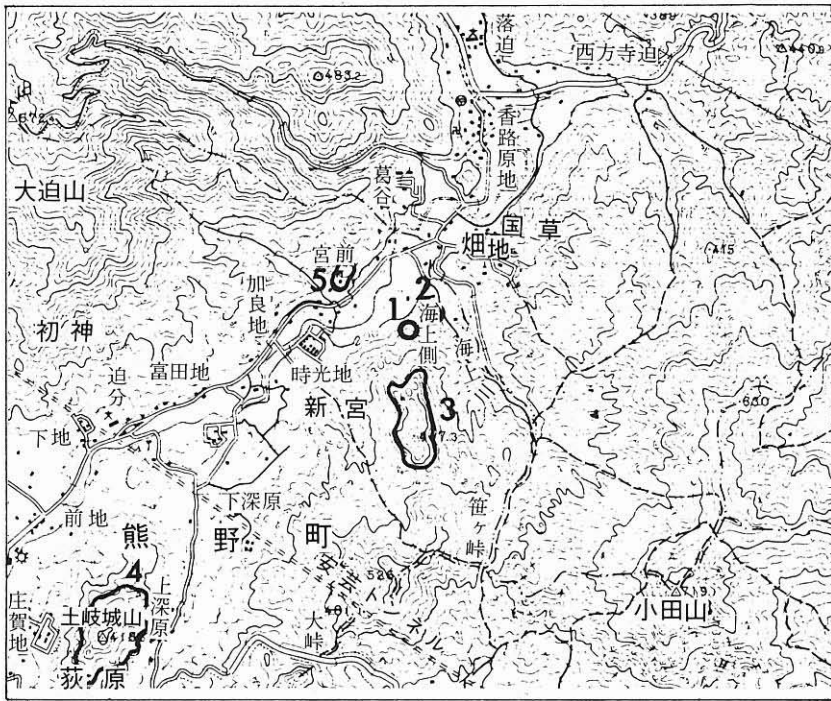
河瀬 正利

一、はじめに

ここで紹介する資料は、広島県安芸郡熊野町大字新宮字海上側に所在する宮林古墓ならびに海上側古墓から採集された中世の遺物である。⁽¹⁾この資料は、昭和五七年二月ごろ、熊野町役場の竹之内哲郎氏によって採集されたものである。竹之内氏によれば、これらの資料は、宮林古墓では、積石基壇上にあり、花立などとして使用され、また海上側古墓では、毘沙門堂境内の拡張中に発見されたものとされ、当初の出土状況は、確めることができない。しかし、資料は、この地域では、類例の少ない備前焼小壺と施釉短頸壺とがあり、古墓の年代や被葬者の性格を推定する手がかりとなりうる重要な資料であり、今回その概要を紹介しておきたい。

二、古墓の構造と出土遺物

宮林古墓 熊野盆地の東端部の竜王山（標高四四七・九メートル）から北へのびる丘陵の先端部に位置し、標高約二三〇メートル、低地からの比高約二〇メートルである（第1図1）。『芸藩通誌』⁽²⁾によると、古墓の下手の山麓部には、十林寺が所在したとされており、付近の畑の中には、五輪塔、宝篋印塔の残欠が多く散乱してい



第1図 中世古墓位置図 (海田市 1 : 50000)

1. 宮林古墓
2. 海上側古墓
3. 魁城跡
4. 土岐城跡
5. 榊森城跡

る。古墓は、下部構造の石積み基壇が二か所残っており、いずれも丘陵斜面をL字状に削平して造り出した上・下二段の狭い平坦部に築かれている。上手の古墓は、東西約一〇メートル、南北約三メートルの平坦部に、東西約八メートル、南北約二メートル、高さ約四〇センチの長方形にちかい石積み基壇が築かれている。また、下手の古墓は、上手の古墓より約三メートル下手にあり、東西約一〇メートル、南北約五メートルの平坦部に東西約六メートル、南北約四メートル、高さ約三〇センチの石積み基壇が設けられている。基壇の内側にも石積みがあり、その中央の東西約四メートル、南北約二メートル

ルの範囲は、約二〇センチほど、もう一段高くなっており、二段に築成された石積み基壇となっている。基壇は、たてよこ二〇〜三〇センチ、厚さ一〇センチ前後の割石とたてよこ一〇センチ、厚さ五センチ前後の小型の割石で積まれており、基壇の上には、たてよこ四〇〜五〇センチの基壇石とみられる扁平な板石が四個残っている。基壇上の構造は明らかでないが、基壇の周辺に五輪塔の風輪、空輪などが多くみられ、少なくとも一〇基ちかくの五輪塔が存在していたものと推定される。なお、古墓の東側にも石敷きがみられる。基壇が存在したのかもしれない。³遺物は、基壇の上に置かれていたといわれており、備前焼小壺と施釉短頸壺とがある。

備前焼小壺(第2図1)は、雀口壺といわれるもので、口縁の一方に注口がついている。口径四・八センチ、高さ七・五センチ、底径四・八センチである。胴部最大径は、中央にあり八・〇センチである。口縁部はゆるやかに外反し、端部は丸くおさめている。器内外面には、ロク口調整痕が顕著にみられ、底部は、糸切りである。ロク口台の板目も残っている。赤茶色を呈し、焼成もよい。外面胴部には、肩部から垂下する二条のヘラによる窯印が刻されている。

施釉短頸壺(第2図2)は、口径八・九センチ、高さ一〇・二センチ、底径四・六センチで、高さ〇・七センチの厚い高台がついている。口縁部は短かく、くの字状に外反している。器内外に淡青緑色の釉がかけられている。ロク口痕が顕著にみられる。製作地については、今後の比較検討が必要であるが、形態からみて朝鮮産⁴のものでろうか。

海上側古墓 宮林古墓の北東方約三〇〇メートル、小さな谷を狭んだ東側の丘陵の先端部に位置し、標高約二二〇メートル、平野からの比高約一〇メートルである(第1図2)。付近には毘沙門堂が祀られており、この毘沙

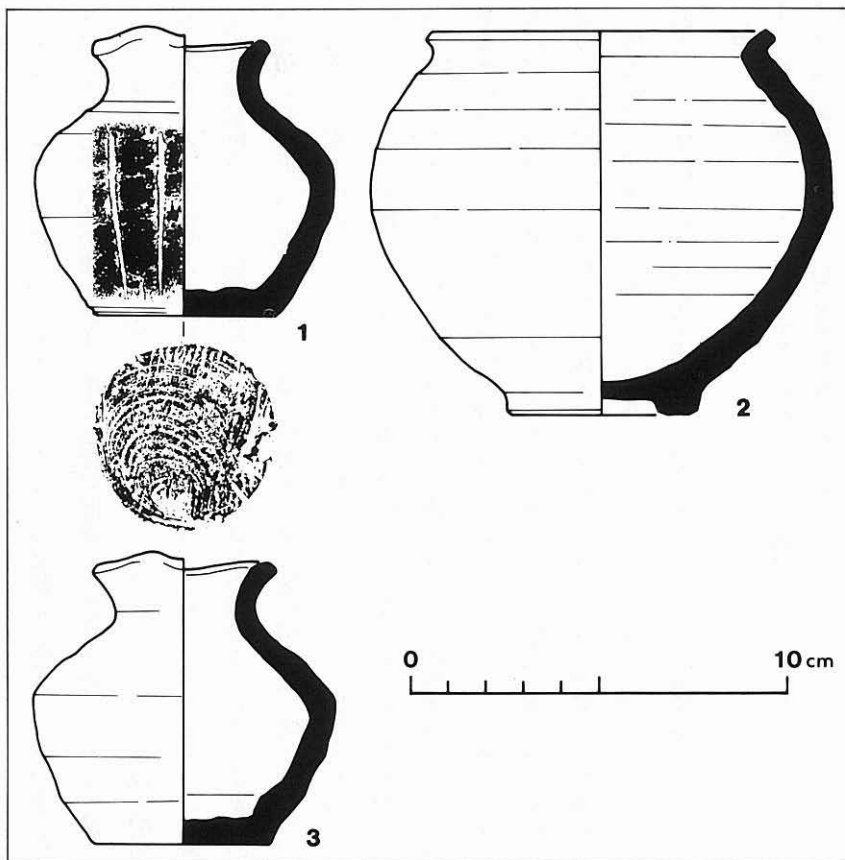
門堂の境内の拡張のため丘陵斜面を削平した際に備前焼小壺一点が発見されたといわれている。古墓の規模、構造など明らかでないが、一帯には多くの五輪塔残欠がみられることから、五輪塔の下に埋納されていた可能性がよい。

備前焼小壺(第2図3)は、口径四・八センチ、高さ七・七センチ、底径四・八センチ、胴部最大径八・〇センチの雀口壺で、宮林古墓出土のものとはほぼ同じ大きさである。器内外面には、ロクロ調整痕が残り、粘土紐の痕跡も顕著である。灰茶褐色を呈し、焼成はよい。底部は糸切りで、端部はナデている。

宮林、海上側古墓出土の備前焼小壺は、形態からみて室町時代のもものと推定される。

三、まとめ

以上、宮林古墓と海上側古墓の構造と採集資料について簡単に紹介してきた。遺物のうち、備前焼小壺は、広島県内では、福山市草戸千軒町遺跡⁽⁵⁾、安芸郡海田町石原⁽⁶⁾、安芸郡下蒲刈町三之瀬の寺谷古墓など⁽⁷⁾で出土している。草戸千軒町遺跡では、鎌倉期上層とされる建物址付近から出土しているが、遺構との関連は明らかでない。下蒲刈町の寺谷古墓では、三基の五輪塔の下から硯、墨書石などとともに備前焼小壺四個体が見つかった。このうちの三個の小壺の内部には、焼骨が肩部までつまっており、骨壺として使用されていたことが明らかである。宮林古墓、海上側古墓の出土の壺も、細かな出土状況は明らかでないが、丘陵斜面の土層中や積石基壇から採集されていることからみて、墳墓の埋葬用もしくは墓前祭祀用の容器として使用されたものと考えられる。製作の年代については、草戸千軒町遺跡では、さきに鎌倉期上層と推定された遺構は、最近の調査研究によると、室町⁽⁸⁾



第2図 中世古墓出土遺物実測図

期と考えるのが適切であると
みられるものであり、また、
下蒲刈町寺谷古墓も五輪塔や
宝篋印塔片の形態から室町時
代の遺跡と考えられている。

宮林古墓、海上側古墓出土の
小壺は形態から備前焼編年の
VI期にあたり、一五世紀代の
所産と推定される。このこと
は、付近に残る五輪塔や宝篋
印塔片の形態からも首肯でき
る。

ところで、熊野町における
中世の遺跡をみると、いまの
ところ城跡、古墓、土居屋敷
跡などがみとめられる。^⑩いず
れも城主や被葬者などは不明

であるが、『芸藩通誌』や『陰徳太平記』などの文献から推測すると、東広島市の鏡山城、さらにのちの槌山城を拠点とする大内氏の東・西条支配と密接に関連した遺跡と考えられる。例えば、熊野盆地のほぼ中央に位置する土岐城（第1図4）は、盆地のほぼ全域を見わたすことができ、盆地支配の拠点となる条件を備えており、また、新宮の竜王山に築かれた魁城（第1図3）は、盆地の東側の出入口に位置し、広島市瀬野川町一貫田、東広島市八本松町吉川（槌山城所在）へ通じる分岐点が一望できる戦略的な要衝の地を占めている。このほか、谷奥で沖積低地に面した低い丘陵先端部に位置する堀之城や榊森城（第1図5）、四貫分城などは、構造や立地条件からみて、武士団の日常生活の拠点として適地をしめている。周防大内氏は、一五世紀には、広島湾岸の厳島や野間氏（広島市矢野町）、阿曾沼氏（瀬野川町）を支配下に入れるなど瀬戸内沿岸部を中心に勢力を拡大していたが、その拠点となったのが、西条盆地の鏡山城であり槌山城であったといわれている¹²。この大内氏の東・西条支配の確立こそ、矢野から熊野を経て西条盆地にいたるルートを手中に納めることができたことによるものであり、この意味で熊野町に所在する城が、大内氏の勢力拡大と東・西条支配に重要な役割を果たしていたものといえる。今回紹介した宮林古墓、海上側古墓は、魁城の麓部に位置し、構造的には、石積み墓壇をもち、その上部には五輪塔や宝篋印塔が置かれていたとみられるし、遺物の内容からみても、庶民の墳墓ではなく、城に拠った武士団、具体的には大内氏の家臣団の一員の墳墓であったと推定される。

註

(1) 遺物の調査にあたっては、熊野町役場竹之内哲郎氏のご教示、ご協力をうけた。

(2) 『芸藩通誌』巻二、『芸藩通誌』刊行会、一九六七年。

- (3) 筆者の実地調査による。
- (4) 村上正名氏の教示によれば李朝のものであろうかとされる。
- (5) 金井亀喜編『草戸千軒町遺跡一九七二年度発掘調査概報』、広島県教育委員会、一九七三年。
- (6) 海田町教育委員会百本哲郎氏の教示による。なお、遺物は実見した。
- (7) 丸屋城跡調査団「三之瀬の寺谷古墓」、『多賀谷水車と丸屋城跡』所収、下蒲刈町、一九八一年。
- (8) 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所『草戸千軒町遺跡』一九七四～一九八一、一九七六～一九八四年。
- (9) イ、間壁忠彦・間壁葎子「備前焼研究ノート」(一)～(三)、『倉敷考古館研究集報』、第一号、第三号、第五号、一九六五年、一九六六年、一九六八年。
- ロ、間壁忠彦「備前」、『世界陶磁全集』3、日本中世、所収、一九七七年。
- 備前焼小壺ならびに施釉短頸壺については、倉敷考古館館長間壁忠彦氏からご教示を受けた。
- (10) 現在までに現地確認された遺跡は、城跡九か所、古墓四か所、土居屋敷跡一か所がある。このほか、土師質土器出土地や五輪塔片の残る場所は、かなりの数存在するようである。
- (11) 松田修・笹川祥生編『正徳二年板本陰徳太平記』全二冊、一九七二年。
- (12) 河合正治「福成寺と鏡山城址」『広島県文化財ニュース』第三五号、一九七七年。

熊野の歴史

〔研究ノート・第3号〕

昭和六十年三月発行

非売品

編集 熊野町史編集委員会
発行 熊野町

(Tel 85451121)

印刷 広島紙業株式会社